

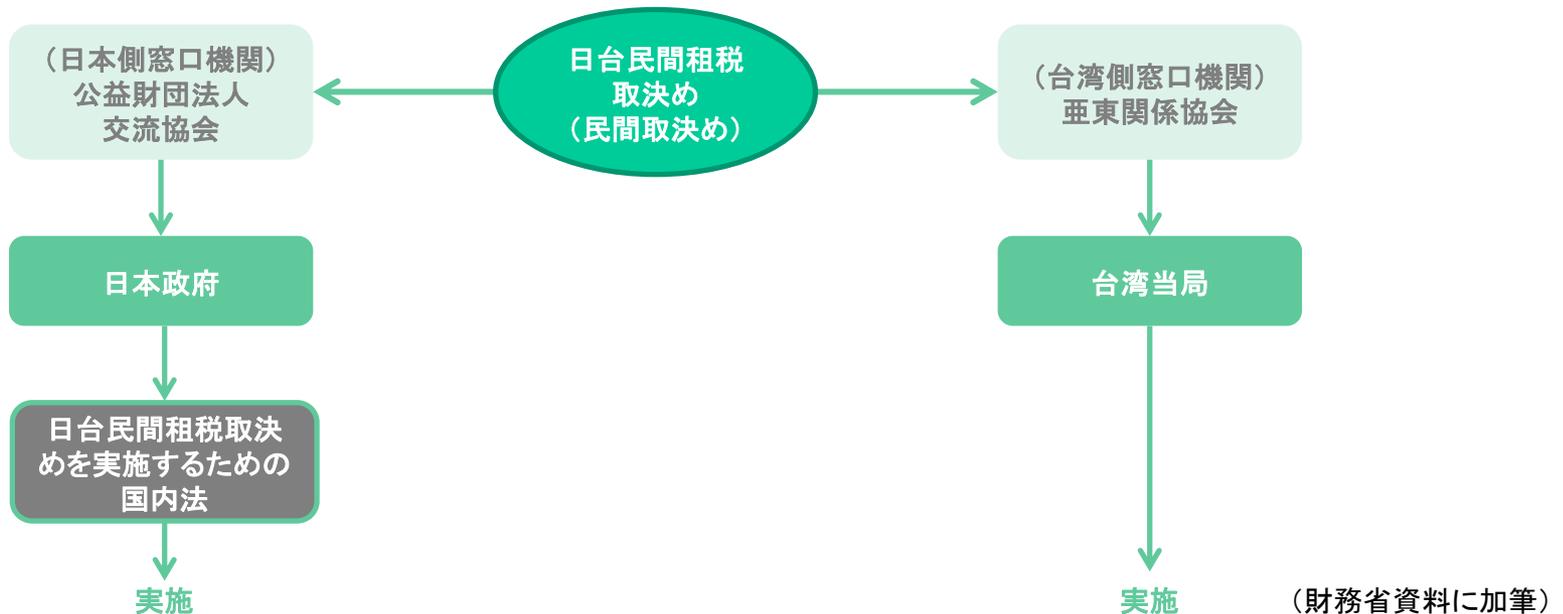
1. 改正の概要

・日本と台湾との間で、二重課税を防止する等、租税条約に相当する枠組みが構築されます。

【趣旨・背景】

- ・日本の台湾に対する立場は、非政府間の実務関係を維持するというもので、国家間の取決めである租税条約を締結することができませんでした。
- ・日本と台湾との間で租税条約に相当する枠組みを構築するため、日本側と台湾側の交流窓口機関が、平成27年11月26日「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」（日台民間租税取決め）に署名し、その内容を日本国内で実施するための国内法が整備されることとなります。

「租税条約に相当する枠組み」



平成28年度 税制改正解説

日台民間租税取決めに係る国内法の整備②

2. 日台民間租税取決めの概要

公益財団法人 交流協会のHP掲載の「日台民間租税取決め」をもとに作成

項目	現行の非居住者に対する日本での課税	日台民間租税取決めの内容	用語の定義
恒久的施設の範囲	1.支店等 2.1年を超える建設作業場 3.代理人	1.支店等 2.6か月を超える建設作業場 3.代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・恒久的施設： 支店等、事業を行う一定の場所 ・不動産関連法人： 資産の50%以上が日本の不動産である法人 ・事業譲渡類似株式： 3年以内に25%以上保有していた内国法人株式を、1年間で5%以上譲渡した場合の当該株式 ・買集め： 価格の変動等、市場における売買状況に異なる動きをもたらす取引として、金融商品取引所から報告等を求められる株式の買集め
事業所得	恒久的施設に帰属しない部分も課税〔総合主義〕 (平成28年4月1日以降は帰属主義に変更)	恒久的施設に帰属する部分のみ課税〔帰属主義〕	
配当	上場:15.315% 非上場:20.42%	10%	
利子	金融商品:15.315% その他:20.42%	政府、中央銀行等受取り:免税 その他:10%	
使用料	20.42%	10%	
譲渡所得	<ul style="list-style-type: none"> ・恒久的施設がある場合…国内にある資産の譲渡は課税 ・恒久的施設がない場合…国内にある資産の譲渡のうち、以下のみ課税 日本の不動産の譲渡 不動産関連法人の株式の譲渡 「買集め」をした株式の譲渡 事業譲渡類似株式の譲渡 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下を除き非課税 恒久的施設に関連する資産 日本の不動産の譲渡 不動産関連法人の株式の譲渡 	
給与等 (役員報酬除く)	・勤務地において課税	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務地において課税 ・1年間の滞在日数が183日以内等、一定要件を満たせば免税 	

3. 実務上の留意点

- ・改正前の制度では、恒久的施設を有さない日本非居住者が『「買集め」をした株式の譲渡』、『事業譲渡類似株式の譲渡』をした場合、日本において課税される。租税取決めの適用後は、これらの譲渡は日本において非課税となる。
- ・改正前の制度では、日本居住の給与所得者が台湾に出張した場合であっても、その滞在日数が90日以内であれば、台湾での課税は生じない。一方、台湾居住の給与所得者が日本に出張した場合、1日でも日本で勤務をすると日本において課税が生じる。改正後は、暦年中に開始、終了するいずれの12か月間においても滞在期間が183日以内である場合等の一定の要件を満たす場合には、勤務地での課税は生じない。
- ・適用開始時期は、台湾において相互主義が確保されるために必要な手続が完了した時期とされている。